

第3号様式（第12条関係）

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	令和6年度(2024年度)第1回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和6年(2024年)7月8日(月) 午前10時00分～午前11時15分
3 開催場所	市役所本庁舎8階 第2委員会室
4 会議の概要	議 事 (1)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について〔報告〕 (2)第9期計画における施設整備の方針について〔報告〕 (3)令和5年度 地域包括支援センター事業報告〔報告〕 (4)地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定につき、意見を求めることについて〔協議〕 ※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 Tel 963-9305 (直通)
9 そ の 他	

令和6年度（2024年度）

第1回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和6年（2024年）7月8日（月）

市役所本庁舎8階 第2委員会室

越谷市介護保険運営協議会

令和6年度（2024年度）第1回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和6年（2024年）7月8日（月）、午前10時00分～午前11時15分

場 所 市役所本庁舎8階 第2委員会室

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、古橋委員、島田委員、加藤委員、高橋(信)委員、中島委員、得上委員、北山委員、会田委員、田島委員、吉尾委員、青木委員、堀切委員、植竹委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼地域共生推進課長、小林地域包括ケア課長、会田介護保険課長、宮城保健医療部副参事兼健康づくり推進課長、中村地域医療課長、小澤地域共生推進課調整幹、相田地域包括ケア課調整幹、神谷介護保険課副課長、中村介護保険課副課長、
外5名

傍聴人：なし

《以下議事録》

1 開 会

司 会 ただいまから令和6年度第1回越谷市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととしております。

本日は、委員総数20名のうち15名の方がご出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。事前に郵送にて、4点の資料を配付してございます。1点目は、本日の次第、2点目は資料1、「令和6年度第1回越谷市介護保険運営協議会」、3点目は別冊1「第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」令和5年度実績報告書、4点目は別冊2、「令和5年度越谷市地域包括支援センター事業報告書」、以上4点でございます。

また、当日配付資料といたしまして、3点をお配りしております。1点目は、委員名簿、2点目は席次表、3点目は冊子、「第9期越谷市高齢者保健福祉計

画・介護保険事業計画」でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

続きまして、本日は第1回の会議となりますので、皆様お一人一人に自己紹介をお願いしたいところではございますが、お時間の都合もございますので、お手元の委員名簿及び座席表をもって、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。

また、市職員の紹介につきましても、席次表にてご確認いただければと存じます。

本日の会議におきまして、ご発言の際はお手元の卓上ランプのボタンを1度押していただき、ランプが点灯したことを確認されてからお話してください。また、本日の会議につきましては、会議録作成のため会議の内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

次に、会議の進行につきまして、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項では、本協議会の会長が会議の議長となることとしておりますが、会長が選出されるまでの間、事務局にて会議を進行させていただきたいと存じますので、ご了承ください。

2 越谷市介護保険運営協議会について

司 会 続きまして、次第の2、越谷市介護保険運営協議会につきまして、事務局よりご説明申し上げます。

事 務 局 それでは、越谷市介護保険運営協議会についてご説明をいたします。恐れ入りますが、説明につきましては着座にて失礼いたします。

事前に配付させていただきました資料1の1ページをお開きください。初めに、当協議会における委員の人数と任期でございますが、本日、お手元にお配りしております委員名簿のとおり、20名で構成され、任期は令和9年6月30日までの3年間となります。

当協議会における審議事項につきましては、同ページの3にありますとおり、介護保険事業計画の策定及び変更に関する事項、地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項、並びに地域密着型サービスの事業者指定等に関する事項等となっております。

次に、当協議会の公開と傍聴についてでございますが、本市では審議会等の透明性及び公平性を確保するため、市の要綱において会議は原則公開としております。そのため、本協議会における事務局側の説明や皆様のご発言の内容も会議録として公開文書となります。

なお、会議録につきましては、事務局側でまとめた後、出席委員の皆様に内容をご確認いただき、次回の会議、あるいは書面によるご承認の後、確定し、公開の運びとなります。

最後に、今年度における当協議会の開催回数でございますが、本日を除き、あと2回ほどの開催を予定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

司 会 ただいまの説明に対し、ご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

3 会長及び副会長の選出について

司 会 それでは、次第の3、会長及び副会長の選出につきまして、これより会長、副会長の選出を行いたいと存じます。資料1の3ページをお開きください。

介護保険条例施行規則第8条第1項では、会長、副会長は委員の互選により選出することとされています。失礼しました。資料1の2ページです。失礼いたしました。

ここで、委員の皆様にお伺いします。ご意見等がありますでしょうか。

A委員。

A 委 員 着座にて発言をさせていただきたいと存じます。これまで越谷市の介護保険運営協議会の会長、副会長につきましては、第1期から文教大学、そして埼玉県立大学の先生方にお務めいただいていたと伺っております。こうしたことから、第9期の運営協議会におきましても、会長につきましては引き続き文教大学の星野晴彦先生、そして副会長には、引き続き埼玉県立大学の久保田章仁先生をご推薦したいと存じますので、よろしくお願いします。

司 会 ありがとうございます。

ただいまA委員より、会長に文教大学からご選出の星野委員、副会長に埼玉県立大学からご選出の久保田委員をご推薦いただきましたが、ほかにご推薦などございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

ほかにご推薦がないようでしたら、会長は星野晴彦委員に、副会長は久保田章仁委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

司 会 ご異議はないものと認め、会長は星野委員、副会長は久保田委員に決定しました。

それでは、恐れ入りますが、星野会長並びに久保田副会長、お席のご移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長から就任のご挨拶をいただきたいと存じます。

初めに、星野会長からお願いいたします。

星野会長 よろしくをお願いいたします。長きにわたり皆様ともいろいろと作業をさせていただき感謝申し上げます。

私どもの役割というのは1点だと思っております。これだけの組織ですから、当然計画を立てなければいけない。しかも、予算を伴ったものでなければいけない。しかし、それが果たして実態的かどうか、それを皆様のお知恵をいただき検証していく、そしてまた新しいものをつくっていくということになるかと思えます。やはりいろんな話を聞いておりますと、本当に役に立つものをつくっているのかという、そういうことの検証というか、謙虚さというのを常に持ちながらやっていかなければいけないと思えます。そのためにも皆様のお知恵をぜひご結集いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

続きまして、久保田副会長、お願いいたします。

久保田副会長 皆様、おはようございます。久保田と申します。

皆様とはこれで私、4年目になっております。会長のサポートとして、あるいは皆様との橋渡しとして全力で業務を遂行していきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

司 会 ありがとうございます。

4 諮 問

司 会 次に、次第の4、諮問を行います。

本日は、越谷市介護保険条例第12条の規定により、次の2点について、諮問を行わせていただきます。

諮問の内容は、地域密着型サービスの事業者選定等に関する事、地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定に関する事となります。

恐れ入りますが、星野会長、久保田副会長、福田市長、こちらのスタンディングのほうにお進みください。

なお、委員の皆様には、お手元に諮問書の写しをお配りしますので、ご参照いただきたいと思います。

市長 越谷市介護保険運営協議会会長様。

地域密着型サービスの事業者選定等に関する事について、諮問。

公募指定または総量規制する、次の地域密着型サービス事業者の選定等について、介護保険法第78条の2第7項及び越谷市介護保険条例第12条第3号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記 1、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、2、小規模多機能型居宅介護、3、介護予防小規模多機能型居宅介護、4、看護小規模多機能型居宅介護、5、認知症対応型共同生活介護、6、介護予防認知症対応型共同生活介護。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

越谷市介護保険運営協議会会長様。

地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定について、諮問。

地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定について、介護保険法施行規則第140条の66及び越谷市介護保険条例第12条の規定により、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。お席にお戻りください。

以上をもちまして、諮問を終了いたします。

この後、議事に移りますが、恐れ入りますが、福田市長はほかの公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市長 よろしくお願いいたします。

〔市長退席〕

司会 それでは、ここからは越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、星野会長に会議の議長をお願いしたいと存じます。

星野会長、お願いいたします。

5 地域密着型サービス運営部会の部会長及び委員の指名について

議長 それでは、ご指名によりまして進めさせていただきたいと思っております。しばらく

くの間、議長を務めさせていただきます。どうぞ円滑な審議のほど、ご協力よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、次第の5、地域密着型サービス運営部会の部会長及び委員の指名に関して、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、地域密着型サービス運営部会の部会長及び委員の指名についてご説明いたします。引き続き着座にて失礼いたします。

資料1の3ページをお開きください。初めに、地域密着型サービス運営部会につきましては、越谷市介護保険運営協議会に設置するものとして、越谷市介護保険条例施行規則第10条の2で規定する部会でございます。

地域密着型サービスとは、介護保険法第8条第14項に規定されており、端的に申し上げますと、介護が必要になっても住み慣れた地域で、その生活を支えるというコンセプトの下、各市町村が介護サービスを指定する権限を持ち、原則、その市町村の住民の方のみを対象としてサービスを提供するものです。

主なサービスといたしましては、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームや地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、こちらは定員29名以下の特別養護老人ホームとなります。また、小規模多機能型居宅介護などが挙げられます。

当部会の審議事項につきましては、先ほど市長から諮問をいたしました地域密着型サービスの事業者選定等に関することとなります。

本日、議事の2、第9期計画における施設整備の方針についての中でもご説明申し上げますが、今後、公募により選定した事業者に関して、当部会にてご審議いただきたいと考えております。

なお、当部会の委員につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第10条の2第3項の規定により、当協議会の会長が委員の中から指名することとしております。

事務局からの説明は以上です。

議長 ただいま説明がありましたように、私のほうから部会長及び委員を指名させていただきますということになるかと思います。

越谷の介護保険条例施行規則第10条の2第3項の規定に基づき、部会長及び委員を指名させていただくのですが、指名に当たっては、これまでの当協議会における部会構成の考え方を踏襲するものでありまして、当部会においては、地域密着型サービスの事業者指定等に関して審議することから、介護保険サー

ビス事業者に対して、中立的な団体から選出された委員の方に部会員をお願いしたいということでございます。

皆様におかれましては、委員名簿を御覧いただきたいのですが、部会長には私のほうが、そして部会員として、名簿の6番、久保田委員、それから11番の得上委員、12番の北山委員、13番の会田委員、14番の田島委員、15番平林委員をお願いしたいと思っております。この7名で当部会を構成してまいりたいと思っております。

こちらの会議結果につきましては、介護保険運営協議会において、また改めて報告するということになります。これは、ごめんなさい、決は、承認は取らなくていいのでしょうか。もうこれで決まりですね。これはあくまでここでもうこのように決まったという形になろうかと思っておりますので、ここで議論はいたしません。

委員の指名は、以上となります。委員となった皆様には今後ともよろしくお願い申し上げます。

では、次のことに移りたいと思います。

それでは、次第に従って議事を進めさせていただきます。次第は、こちらにご用意いただいたものだと思っております。

要はこれ以降、議事に入りますが、この運営協議会の議事内容につきましては、越谷市審議会の設置及び運用に関する要綱第8条第1項の規定に基づきまして、原則公開となります。あらかじめご了承くださいのですが。

それでは、事務局にお伺いいたします。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局 傍聴者はありません。

議長 では、傍聴者いらっしゃらないということなので、このまま会議を進めさせていただきます。

6 議 事

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

議長 それでは、議事のほうに移りたいと思います。円滑にポイントを絞って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、議事の1、皆様のお手元の議事次第にもありますように、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてご説明いたしま

す。

資料1の5ページをお開きください。また、水色の表紙の冊子、第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画もお手元にご準備ください。

初めに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてご説明いたします。本日、皆様のお手元にお配りした冊子が、令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期計画となります。

資料1の5ページ、①、策定根拠にありますとおり、本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定したものでございます。

老人福祉計画につきましては、高齢者の保健、福祉水準の向上を図ることを目的に、高齢者保健福祉計画として策定しており、また介護保険事業計画につきましては、地域の要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために策定しております。

次に、本市の高齢者等の状況についてご説明いたします。資料1の5ページ、②を御覧ください。このグラフは、本市の総人口の推移を表したものになります。平成30年から令和5年までは人口の実績値を、令和6年から令和8年は推計値を表しております。各年においては、ゼロ歳から14歳の年少人口、15歳から64歳の生産年齢人口、そして65歳以上の高齢者人口と、年齢層を3つの区分に区分けしております。

グラフを見ていただきますと、若干見えづらく恐縮ですが、総人口につきましては令和3年をピークに、令和4年以降は緩やかに減少しております。その内訳としまして、年少人口は年々減少しており、生産年齢人口は令和3年までは増加しておりましたが、令和5年以降は減少傾向に転じてございます。こうした中、高齢者人口につきましては、一貫して増加傾向にございます。

資料の6ページ、上のグラフを御覧ください。こちらは、65歳以上の高齢者人口の推移について表しており、年齢区分を65歳から74歳、75歳から84歳、85歳以上と細分化したグラフとなっております。

注目していただきたいのは、高齢者全体は緩やかに増加しているのに対して、74歳以下の前期高齢者の割合は減少し、また75歳以上の後期高齢者の割合が急激に伸びているという点でございます。令和7年には、後期高齢者の割合が60%を超える見通しとなっており、さらに85歳以上の高齢者においても、

令和8年には平成30年と比べ、約2倍となる見込みとなっております。

本市の要支援、要介護の認定率につきましては、65歳から69歳では約33人に1人ですが、75歳から79歳では約9人に1人、そして85歳から89歳では約2人に1人と、高齢になるにつれて認定率も上昇しております。これによって、介護保険の給付費も年々増加しており、資料の6ページ、下のグラフにありますとおり、第9期計画期間の令和6年度から令和8年度においても増加する見込みとなっております。

このような状況において、介護保険制度を持続可能な制度として運営していくためには、介護予防やフレイル予防への取組による高齢者の健康寿命を延ばすことをはじめ、介護サービスの提供に当たっては、医療や介護等の分野を超えた切れ目のない対応、認知症の方や家族介護者への支援など、増加する介護需要に対応するためのサービスの質的向上、そしてこれらを支える介護人材の確保等の施策を着実に進めていくことが必要となります。第9期計画では、このような点を考慮し、策定いたしました。

では、計画書の10ページをお開きください。こちらが第9期計画の体系図となります。ここにありますが、第9期計画においては、この基本理念の下、長寿福祉社会像及び基本目標を定め、104の事業を展開してまいります。

これらの事業の詳細につきましては、計画書の51ページ以降に載っておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

次に、資料1にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。こちらは、第9期計画を策定した際の体制図となっております。

続きまして、8ページをお開きください。あわせて、右上に別冊1とあります第8期計画、令和5年度実績報告書をお手元にご準備ください。別冊1につきましては、令和3年度から令和5年度を計画期間として策定された第8期計画により展開しました各種事業のうち、目標値を設定した事業の実績をまとめたものとなります。第8期計画では、96の事業を展開しておりましたが、その中の61事業について目標値を設定しました。

それでは、別冊1の19ページをお開きください。本日の議事にも関連がございましたが、事業名、地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの充実につきましては、下表にありますとおり、それぞれの項目について、施設数、ベッド数に対する令和5年度の目標値を設定いたしました。

上段の認知症対応型共同生活介護施設数につきましては、令和5年度の目標

値を、施設数を24、ベッド数を411床と設定したところ、令和5年度の実績において、目標値と同数に達しております。同様に、その下段の項目につきましても、令和5年度の実績が全て目標値に達したため、本事業は目標達成としたものとして計上しております。

このようにして、61事業について目標値を設定していましたが、目標に達したものは27事業となり、達成率は44%でございました。また、目標値の80%以上を達成した事業は45事業となり、全体の74%という結果でございました。

第8期計画において、目標達成に至らなかった事業が複数見られた理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰などの影響により、事業の縮小や遅延が目立ったことが主な要因の一つであると考えております。

最後に、資料1の9ページから11ページを御覧ください。こちらは、第8期計画における取組と目標に対する本市の自己評価シートとなります。介護保険法第117条においては、市町村は自立支援・介護予防・重度化防止及び給付適正化に関して、取り組むべき施策に対する目標を設定し、その実績に関する評価を行うことが定められております。

本市においては、自立支援・介護予防・重度化防止については、住民主体サービス実施団体数、介護予防に取り組む自主グループ数、多職種協働研究会の開催について、それぞれ目標値を設定しております。これらにつきましては、その自己評価をそれぞれ二重丸、丸、三角としております。

また、給付適正化につきましては、5つの項目を掲げ、いずれも自己評価を二重丸または丸としております。

これらの実績や自己評価から、第8期計画につきましては、一部目標に届かなかった事業もございましたが、一定程度の目標は達成することができたものと考えております。

第8期計画から第9期計画に継続している事業も多いことから、引き続き第9期計画においても、事業をさらに展開していけるよう取り組んでまいります。事務局からの説明は以上です。

議長 具体的な説明ありがとうございました。

今話がありましたように、いろんな理由があるにしろ、十分使いこなせた事業、こなせなかった事業、そしてそれが何なのか、実際使い勝手はどうかとか、そういったところが今後課題になってくるのではないかなというふうに

思っております。

皆様のほうから何かご質問とかありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

(2) 第9期計画における施設整備の方針について

議 長 では、次の議題に移りたいと思います。

議題2、9期計画における施設整備の方針、これは事務局からお願いいたします。

事 務 局 それでは、引き続き説明を申し上げます。第9期計画における施設整備の方針についてご説明をいたします。

資料1の12ページをお開きください。介護保険の施設や介護サービスの中には、計画において施設の整備数を設定し、事業者を公募するものがございます。第9期計画においては、12ページの表にございます整備内容について、それぞれ目標値を設定するとともに、当該計画期間内に募集枠の欄にございます施設数を整備する予定です。

具体的には、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームの創設、1施設100床、同じく特別養護老人ホームの改修増床2施設、特別養護老人ホームの大規模修繕2施設以内、特定施設入居者生活介護100床、認知症対応型共同生活介護2施設36床、小規模多機能型居宅介護1施設、看護小規模多機能型居宅介護1施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設、以上、8種類の整備内容となります。

続きまして、13ページをお開きください。施設整備等につきましては、次の方針により進めていきたいと考えております。

1つ目、第9期計画期間中、令和8年度末までに整備が完了できることを前提とすること。

令和6年度に整備内容が創設とする事業の公募を実施するものとする。

サービス提供開始時期は、サービス種別に応じて、令和7年4月から令和9年4月までの間で、それぞれの種別における募集要項で定めることとする。

特別養護老人ホームの改修増床及び大規模修繕の事業者選定は、令和7年度以降に実施するものとする。

公募圏域については、本市における各日常生活圏域の整備状況を勘案するものとする。

同一法人による認知症対応型共同生活介護２施設ともに申請することは不可とする。

以上となります。

なお、選考につきまして、特別養護老人ホームや特定施設入居者生活介護などの広域型施設の整備につきましては、当協議会の会長、副会長をはじめ、庁内関係部課長で構成される審査会によって選考を行ってまいります。

また、地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、初めに庁内関係部課長で構成する審査会において選考を行った後、地域密着型サービス運営部会においてご意見をいただく予定となっております。

なお、選考の際の評価項目につきましては、土地関係、建物関係、事業収支関係、職員・入所者関係、施設運営関係、その他、ヒアリング審査となっております。

また、こちらの評価項目の下に米印で記載しておりますが、ここ数年の施設整備において、国や埼玉県においては、災害対策を重視していることから、本市においても災害対策について重視していく予定です。

次に、１４ページをお開きください。ここでは、令和６年度における公募スケジュールの予定を掲載しております。公募の周知につきましては、７月末を予定しており、１０月下旬にはヒアリングを行い、１月には結果通知を発送する予定です。当協議会の皆様には、年度末までの会議において、この結果をご報告させていただきたいと考えております。

次に、それぞれの施設の具体的な募集内容を掲載しております。

④の特別養護老人ホームにつきましては、１施設１００床を募集します。サービス提供形態につきましては、国の方針に合わせて、原則、ユニット型施設としますが、従来型施設、または従来型とユニット型の併設施設についても応募は可能とします。

次に、１５ページ、⑤、特定施設入居者生活介護についてでございますが、こちらはおおむね１００床の募集となります。事業所の種類としましては、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅のいずれかといたします。既存の施設と新設の施設のいずれも可能とする予定です。

最後に、⑥、地域密着型サービスについてでございますが、認知症対応型共

同生活介護につきましては、2施設36床、小規模多機能型居宅介護1施設、看護小規模多機能型居宅介護1施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護1施設を募集いたします。

④から⑥に掲載しております募集内容につきましては、今後、市長決裁を得て決定をいたします。

事務局からの説明は以上です。

議長 ありがとうございます。方針ということですので、まだ具体的な施設の名称などが挙がったわけではございません。ただ、恒例といたしますか、こういうスケジュール感で臨みたいと。まず、法人の選定、それから次の年に修繕というような感じでいくということで、すみません、例年と特に変わったことありますか。

事務局 特定施設入居者生活介護が1年目に行われるということです。

議長 言ってみれば、ちょっとそこら辺の違いがあるにしても、オーソドックスにこういった施設を、確実にいい施設を選定していこうという、そういった取組ではないかと思っております。

皆様のほうから何かご意見とかございましたら。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 今の段階ではこういう形でやるというところで、また動きがありましたら適時報告をさせていただくということになろうかと思えます。

（3）令和5年度地域包括支援センター事業報告

議長 それでは、次の議題、地域包括支援センターの事業報告のところ、これはポイントだけ、ポイント絞ってよろしく願いいたします。

事務局 私のほうから議事3、令和5年度地域包括支援センターの事業報告についてご説明させていただきます。説明に当たりましては、着座にて失礼いたします。

お手元の資料、別冊2にございます令和5年度地域包括支援センター事業報告書を御覧ください。

まず、1ページ目を御覧ください。地域包括支援センターの概要でございますが、地域包括支援センターにつきましては……

議長 ちょっと待ってください。皆さん、資料分かります。皆様、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議 長 いいですか。はい、ではどうぞ。

事 務 局 失礼しました。まず、資料の1ページ目、地域包括支援センターの概要でございますが、地域包括支援センターにつきましては、現在市内に12か所を設置しており、全て業務委託により運営を行っております。

その業務内容につきましては、ページ下段の地域包括支援センターの業務のイメージ図にありますとおり、大きく4つの業務がございまして、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの4つに分かれております。その運営に当たりましては、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することとなっております。本市におきましては、この介護保険運営協議会がその役割を兼ねておりますので、昨年度の事業実績につきましてご報告をさせていただくものでございます。

次に、資料2ページ目を御覧ください。こちらは、地域包括支援センターの設置状況でございます。令和6年4月1日時点の各地域包括支援センターの名称、担当地区、区域人口、各区域におきます65歳以上の人口、高齢化率、専門職の職員数を一覧にしてございます。本市人口数は微減となりましたが、高齢者人口、高齢化率につきましては微増となっているところでございます。こうした状況から、令和6年度は相談件数を含めた業務量の増加を鑑み、職員の拡充を行っているところでございます。

次に、3ページ目を御覧ください。令和5年度の事業実績についてでございます。こちらのページでは、総合相談についての各包括別での相談件数の一覧でお示しをしております。

続いて、4ページ目を御覧ください。上段、②の総合相談件数の表を御覧ください。一番右側の令和5年度の合計で6万7,980件と、総合相談の合計件数が4,392件と大幅に増加しております。また、中段、③の総合相談内容別の件数にございますとおり、件数が軒並み増加傾向にあり、特に居宅サービスに関することや医療、健康に関することの相談が多くを占めております。

次に、5ページ目を御覧ください。上段、(2)、権利擁護の取組でございますが、①、権利擁護に関する相談件数の表にございますとおり、成年後見制度に関する相談については、令和5年度の157件と、昨年度から66件減少しております。続いて、一番下の虐待疑いの相談件数につきましては、令和5年度162件と、昨年度から3件増加し、ほぼ横ばいとなっております。

続いて、中段、（３）、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、域内の関係機関との連携の構築や個々の介護支援専門員への個別指導、相談の実施に取り組んでおります。①、ケアマネジャー、サービス事業所からの相談、支援状況の実績につきましては、表のとおりとなっております。

ページ下段、介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント事業につきましては、①、介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメントの実施件数にございますとおり、こちらは各包括が要支援１、２の方を対象にしたケアプランを作成している延べ件数の数となっております。毎月の国保連合会への請求件数を１２か月分合算した数字となっております。高齢者人口の増加に比例して、ケアマネジメントの実施件数は増加傾向にあり、令和５年度は３万１，７８２件と、前年から１，５７４件増加しております。

また、表の下段にございますとおり、指定居宅介護予防支援事業所に委託した件数では、令和５年度は延べ８，９９１件を委託し、委託先の事業所数は９３事業所となっております。

続いて、６ページ目を御覧ください。（５）、地域におけるネットワーク構築に関することですが、ページ下段、②、ネットワークの協力事業者数を御覧ください。令和６年３月３１日の時点で５５０か所の事業所にご登録いただき、地域における高齢者の見守り等にご協力をいただいております。なお、この事業所数は年々増加しております。

次に、７ページ目を御覧ください。（６）、地域ケア会議に関することです。地域ケア会議は、個別事例の検討を通じて、地域課題の把握や必要な資源開発、地域づくりにつなげるものでございます。

ページ下段の本市における地域ケア会議の構成にある図を御覧ください。国が示す考え方を踏まえ、本市では、各地区共通の地域課題の検討の場として、市全体レベルの会議体である地域包括ケア推進協議会、地域課題の共有や検討の場として地区レベルの会議体である地域包括支援ネットワーク会議、高齢者個人の課題の検討と地域課題の把握をする個別レベルの会議体としてケース検討会議の３層構造で実施しております。

続いて、８ページ目を御覧ください。①、ケース検討会議（個別レベル会議）の開催状況でございますが、表にございますとおり、ケース検討会議の実施に当たりましては、困難事例を検討する左側の支援困難型と、介護認定を受け、比較的軽度な方を対象に、自立に向けた支援の検討を行う自立支援型の２

種類の会議体で実施をしております。設置単位、開催頻度、開催概要、出席者、主なテーマは記載のとおりとなっております。

下段の表にあります検討の事例数でございますが、令和5年度は随時開催する支援困難型会議は各包括年1回程度、定期開催となる自立支援型の会議は予定どおり24回を実施しております。

次に、9ページ目を御覧ください。②、地域包括支援ネットワーク会議の開催状況でございますが、この会議は各地区年2回程度開催し、医療関係者や介護関係者、自治会や民生委員さんなどの地区の代表者にご出席をいただき、顔の見える関係づくりを進めながら、地域課題に関して、地域でできることなど、話し合いを行うものでございます。開催回数についても、予定どおり各地区2回程度実施しております。

最後に、10ページ目を御覧ください。（7）、地域包括支援センター事業評価の結果についてでございますが、こちらは全国の市町村で実施されている国の統一評価指標に基づいて、令和5年度に調査した令和4年度の結果を掲載したものでございます。設問は、全55問で、全ての項目で全国平均を上回っております。今後も事業評価を活用しながら、各地域包括支援センターの体制強化に努めてまいります。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、各種関係機関と連携し、地域の医療や介護資源を活用した取組を進めてまいります。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

事務局から説明ありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。B委員、何かありませんか。

B委員 特にありません。

議長 では、特になしということで、次進めさせていただきたいと思います。

（4）地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定につき、意見を求めることについて

議長 今までは、あくまで報告事項でした。次が協議事項になります。地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定につき、意見を求めることについてということになります。これは、先ほど来申し上げているように協議事項に

なるということで、では事務局から趣旨説明をお願いいたします。

事務局 それでは、私のほうから議事（４）、地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者の選定について説明をさせていただきます。

資料１の１７ページを御覧ください。説明に当たりましては、着座にて失礼します。

議長 はい、どうぞ。

事務局 介護保険法第１１５条の４６の規定により、包括的支援事業を実施するため、市より委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができるとされております。また、地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事項については、介護保険条例第１２条の規定により、市長の諮問に応じまして、市長の附属機関である介護保険運営協議会にて審議することとされています。そのため、本協議会では、地域包括支援センター北越谷の委託先法人の選定に当たり、受託者及び設置者の選定案に対してご意見をいただくものです。

それでは、１、受託者及び設置者について（案）を御覧ください。地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者については、表に記載のとおり、社会福祉法人温和会を提案するものでございます。社会福祉法人温和会につきまして、現在、荻島、北越谷地区の２地区を担当している地域包括支援センター荻島・北越谷の運営法人となります。

次に、２、受託者及び設置者の選定理由を御覧ください。選定理由でございますが、社会福祉法人温和会は、現在、北越谷地区を担当しており、地域包括支援センターの運営や高齢者支援に関して、引き続き実績のある同法人が受託、設置することにより、民生委員や自治会をはじめとする地域との関係性や業務の継続性が確保でき、包括的支援事業を効果的に実施することができるためです。

次に、参考でございますが、社会福祉法人温和会の沿革を御覧ください。社会福祉法人温和会は、約２０年間の地域包括支援センターの運営のほか、居宅及び施設サービス等の運営実績もあり、長年にわたり市内の高齢者福祉に貢献しております。

最後に、こちらも参考でございますが、地域包括支援センター北越谷の設置に向けた経緯についてを御覧ください。本市の地域包括支援センターの考え方でございますが、１３のコミュニティ区域を日常生活圏域として設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを設置することとして、地域の拠点施設である地

区センターに設置、今回移設を進めているところでございます。

しかし、現状、スペースがないことから、北越谷地区センター内に地域包括支援センターの設置が困難であり、荻島地区センター内に設置している地域包括支援センター荻島・北越谷が荻島地区とともに北越谷地区を担当しております。

今後の介護ニーズの増大により、地域の高齢者の総合的な相談、支援窓口である地域包括支援センターの役割はより一層重要となり、地区住民にとっても身近な相談、支援窓口として、適切な高齢者支援につながるよう、令和7年度から北越谷地区内に地域包括支援センター北越谷の設置に向け、準備を進めております。

以上のことから、地域包括支援センター北越谷の受託者及び設置者として、社会福祉法人温和会を選定することについて、貴協議会からご意見を賜りたく、お願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 確認です。これは、ここで通ったら、順当に行くといつに移行になりますか。
事 務 局 現在予定しておりますのが、令和7年の4月から北越谷地区に開設をしてまいりたいと考えてございます。

議 長 市の側としては、今までこのエリアを見ていたところであり、地の利を得ているから、こういったところでやっていただくのが順当なのではないかと、そういう準備体制が整っているからということで多分ご提案だと思います。

皆様のほうから何かご意見とかご質問とかあれば。

はい、どうぞ。

C 委 員 先ほどの包括の報告のところで、職員体制が北越谷、荻島で4人だったと思うのですが、分けた場合、それがどうなるのかというのをお聞きしたいのと、あともう一点、これ北越谷地区センターが、仮にの話なのですが、もし建て替えとかで大きくなるようであれば、そちらに動くこともあり得るのかということ、それからもう一つ、現状の包括は市の施設を使っているところが多いのですが、こちら一応法人の施設ということで、細かいことで恐縮なのですが、この施設を借りるに当たって、借上料みたいなものですか、光熱水費が別に払われるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議 長 では、事務局からお願いします。

事 務 局 まず、人員の体制でございますが、こちらは包括に必ず社会福祉士、保健師、

それから主任介護支援専門員という職種を置かなければならないということになってございますので、これが荻島、北越谷から分離した場合についても、北越谷地区にその3職種プラス、やはり3職種3人だけだとなかなか今の昨今の働き方改革等も叫ばれている中で、相談体制、休暇等も取れませんし、あと訪問対応等もなかなか対応できないということもございますので、荻島の包括についても専門職4人を維持しつつ、北越谷についても専門職を4人配置してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、2つ目の北越谷の地区センターが拡充した場合、増設をした場合でございますが、基本的には地区センター内に地域包括支援センターを設置していきたいという方向性はございますので、そういった地区センター内に地域包括支援センターを設置をしていく、そのようなスペースが設けられましたら、ぜひそちらのほうに調整の上、移設をしてまいりたいという考え方はございます。

最後に、先ほど申し上げましたように地区センター内であれば市の施設でございますので、賃借料等というのは確にかかっているのではありませんけれども、今回ご提案させていただいている石川医院ということになりますと民間の施設でございますので、そこはもし温和会さんのほうでいかせていただけるということでございましたら、温和会さんとも調整させていただいた上、見積り等もいただき、光熱水費ですとか賃借費ですとか、そういったことも見込んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 今の点、よかったですか。

C 委員 はい。

議長 新しくなれば、当然新しいところのエリアに合ったシフトというのが必要になってくると思います。

確認なのではございますけれども、事務局に確認なのですが、やっぱりエリアごとに、本来中学校区に1つつくるとというのが本来の筋なので、そういったセオリーに従ってつくと。そうなってくると、当然そのエリアをちゃんと見渡すとなると、それなりの職員が要るだろうと。確かに今まで役所、公的なことであれば光熱費とか、ちょっと曖昧な部分であったかもしれないけれども、今度はちゃんとその辺りも含めてちゃんと調整していく準備はできていると。先方の法人に対しても相当な、もしおやりいただけるのであれば、そういった準備についてもということで、ある程度の打合せ事項をされているという感じでよろしい

ですか。

新しい法人募るというのもあるかもしれませんが、ここである程度もう地の利を得ているところでやってみるという方法も一つなのかもしれません。

何か皆様のほうから何かご意見あれば。

はい、どうぞ。

D 委員 事実上、今北越谷地区にないわけですよ。利用者としては、新しいそういうようなものができると、非常に利便性が増すので、私自身はありがたいなと思っております。

議 長 特に身近な相談でというネーミングで打ってあるにもかかわらず、全然身近ではないというのは非常に分かってもらいますし。

ほかには何か。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

議 長 では、こういった役所からの提案がありました。事務局のあれについて、今幾つかご意見あり、身近なところに、身近なところとうたっているのに身近でないとか、それからきちんとお金の問題とか職員配置の問題とか考えているのかということについては、もちろん考えているということになるのではないかと思います。

ということになりますので、今回、これについては特段反対なく、ちゃんと、逆に言うとその辺りの詰めをきちんとやっていってほしいということで、事務局の提案を承認ということでさせていただきたいと思います。

また、事務局のほうは適宜議論の進捗状況について、何か決まりましたら、また教えていただければと思いますので。

では、一応こちらにご用意いただいた資料を見ておりますと、私が与えられた議題、議事進行については、これで議事は終了となるものだと思います。

では、進行を事務局にお願いしたいと存じます。

司 会 星野会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。

7 その他

司 会 最後に、次第の7、その他について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

〔挙手する人あり〕

司 会 ごめんなさい。

E 委員 要望なのですけれども、私は訪問看護で、がん末期の方を見ていることが多いのですが、何回かいろんなところには要望はしているのですけれども、認定調査のときに、他市とか都内とかは必ずがんの末期とつくと要介護2が出るということで、今なっているところが多いのですけれども、越谷市ではまだ、なるべくつけますというような形で、要介護2が出てくる方もいらっしゃるのですけれども、でもその委員会によっては要支援で出る方なんかもいらっしゃるのです。そうなってくると、要支援の可能性なんかがありますと、もう介護保険が危なくて使えないのです。それなので、ただがんの末期の方というのは、なかなか2週間前ぐらいになってADLが落ちてくるということになっていますので、本当にうまく使えない状態で、認定が出ないままお亡くなりになられる方もいらっしゃるして、要介護2が出ないという可能性があるとなると使えないことがあるので、全く使えないことが多いのです。それで、そのときには、地域包括と、予防の可能性があるので、地域包括と、あとケアマネと一緒に動かなくてはいけないということなので、人数も割かれるのです。必ず2か所で動いていかなくてはいけないということで、連絡体制も大変ですし、また地域包括のほうも負担がすごく多くなってきますので、越谷市でも要介護2が必ずがん末期がついたら出るというふうにしていただけると、本当によりよい安心して介護保険が使えるようになると思いますので、ぜひお願いしたいです。

以上でございます。

星野会長 どうですか、事務局のほう。今確約はできないにしろ、それは確かに私も認定調査やりましたけれども、その時点では確かにマニュアルどおりやったら違うかもしれませんが、そういったところをちょっと。

はい、どうぞ。

事務局 今、E委員からいただきましたご意見について、がん末の方が越谷市の申請に来たときには、まず素早く、認定調査。なかなか今大変な部分あるのですが、我々も8名の調査員の何人かが内勤ということで中にいる方になるべく早く行ってもらうような形になる。調査が終わらないと、これ調査が入る前にお亡くなりになってしまうと、これもう完全に要介護の認定は出ませんので、まずは調査という形。今のご意見にございましたがん末の方を必ず要介護2で出すか

というところについては、一部の自治体では申請の段階で要介護２というよう
な形で利用させているということでは聞いているのですが、それが国のほうで
はそういった形まではまだ推奨されていない。ただ、審査会の中でも、がん末
ということであれば、審査会委員の先生方もなるべく要介護２以上ということ
では理解をされている部分ですが、やはりどうしてもふだんの生活の関係で、
どうしてもやっぱりそこで体が動かせるということになると、必ず要介護２が
出るというものではないと。ただ、市としてはがん末の方が速やかに介護保険
を使えるようになるべく早く認定調査に入るような形をして、調査結果が出る
ような形にしていく。やはりちょっとどうしても調査結果にお時間いただいて
しまっているところがあるのですが、その場合は暫定利用とか、そういったと
ころをケアマネさんとか包括の方でも、そういったところにしっかり集中させ
ていただいて、利用者の方にご不便が生じないような形でいきたいと思ってい
ます。いただきましたご意見の中で、一番の問題点は速やかに調査、それから
速やかに結果が出るようにしていきたいというふうに考えておりますので、
要望につきましては介護保険課のほうでも検討させていただきたいと思いま
す。

以上でございます。

星野会長 E委員、いいですか。というか、役所の立場からこれ以上言えないだろうな
とは、十分酌み取っていただいたご発言なのかなというふうに思っていますが。

E 委 員 調査は、以前よりも本当に速やかにやっていただくようになって、とてもあ
りがたいと思っています。ただ、暫定利用も怖くてできないというところが正
直なところですので、そこら辺もご検討していただけたらありがたいと思っ
ています。

以上です。

司 会 ありがとうございます。

そのほか何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

それでは、事務局から事務連絡が何点かございます。

まず、１点目でございますが、次回の会議につきましては、１１月の開催を
予定しております。具体的な日程は、正副会長と調整させていただいて、改め
て委員の皆様にはご連絡いたします。

次に、２点目でございますが、本日の会議録につきましては、後日作成でき

ました段階で委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議にて、確定していただければと存じます。

最後、3点目でございますが、委員報酬につきまして、今回初めてご参加された委員の方には請求書と返信用封筒をお渡しいたしますので、必要事項をご記入の上、ご返送をお願いいたします。また、継続してご参加いただいている委員の方につきましては、前回と同じ口座にお支払いをさせていただきます。振込先の変更等ある方につきましては、事務局までお声がけいただければと思います。

事務局からは以上です。

8 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉を久保田副会長からお願いいたします。

久保田副会長 皆様、第9期事業計画が始まります。3年をめぐるといところでございますが、先ほどE委員からございましたように、地域包括ケアセンターが北越谷、南越谷分離するという流れから、いかに地域包括と、それから事業所、越谷市、連携していく重要性があるかといところは、恐らく後期高齢者の割合が増えていくといところもございますし、これまでもしかしたら市民の方の生活習慣病予防や重症化予防といところに関しては、自助の部分とか公助の部分が増えたり不足しているのかなという印象もございます。今後、事業がたくさん増えてくると思います。施設整備、越谷市のほうで準備をされているといところで、また皆様にも審査会を通じて、あるいは部会を通じてご協力賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

司 会 久保田副会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。